

ChatGPT o3-mini-high

了解しました。大阪地方裁判所の令和4年(ワ)第9521号の判決と知的財産高等裁判所の令和6年(ネ)第10026号の判決を比較し、両者の判断の相違点、変更点、理由などを分析します。

調査が完了しましたら、ご報告いたします。

大阪地裁判決と知財高裁判決の比較検討

原審(大阪地裁)判決の内容と判断

事件の概要と請求内容: 本件は、原告(株式会社日本触媒)が所有する特許(特許第4974971号、発明の名称:「熱可塑性樹脂組成物とそれを用いた樹脂成形品および偏光子保護フィルムならびに樹脂成形品の製造方法」)に基づき、被告(株式会社カネカ)の製品が特許請求項1および6の発明の技術的範囲に属するとして、原告が被告に対し特許権侵害の差止め(製品の譲渡等禁止・廃棄等)および損害賠償(金10億円および遅延損害金)の支払を求めた事案です ([大阪地裁令和4\(ワ\)9521号\(令和6年2月26日判決\): 理系弁護士の何でもノート2](#))。原告は、被告製品中に使用されている紫外線吸収剤(UVA)が本件特許の請求項に定める「分子量が700以上」の紫外線吸収剤に該当すると主張しました。しかし大阪地方裁判所第26民事部(令和6年2月26日判決)は、原告の請求をすべて棄却しました ([大阪地裁令和4\(ワ\)9521号\(令和6年2月26日判決\): 理系弁護士の何でもノート2](#)) ()。

地裁判決の判断理由: 地裁は、被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属しないと判断し、以下のように原告請求を退けました。

- **文言侵害の有無(請求項の解釈):** 請求項における「分子量が700以上」との要件について、大阪地裁は数値限定発明としてその文言どおり「700.0以上」という厳格な下限値と解釈しました ([大阪地裁令和4\(ワ\)9521号\(令和6年2月26日判決\): 理系弁護士の何でもノート2](#))。その結果、被告製品で使用されている紫外線吸収剤の数値(平均分子量約699.91848)はこの要件を充足しないと判断されています(700未満であり文言上の要件不充足) ([大阪地裁令和4\(ワ\)9521号\(令和6年2月26日判決\): 理系弁護士の何でもノート](#)

2)。原告は測定値の誤差等から「700」という数値は小数第1位を四捨五入した値(実質的には「699.5以上」と捉えるべきだと主張しましたが、この主張は認められませんでした(2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和6年(ネ)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系“特許的”判例」ブログ)。地裁は「700以上」という明示の下限をそのまま適用し、端数切り捨てや四捨五入による緩和は許容しないとの立場を示しています(2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和6年(ネ)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系“特許的”判例」ブログ)。

- **均等論の適用:** また大阪地裁は、仮に文言上「700以上」を満たさなくとも侵害を認める余地がないか検討しました(均等侵害の主張)。しかし、数値「700」という下限値に係る構成部分の相違は本質的部分に関わると判断し、均等論の第1要件(本質的部分の非存在)を充足しないとして均等による侵害も成立しないと結論づけました()。地裁の判断では、「699程度と700とで実質的な差異がない」との原告の主張に対し、その差異は発明の本質に関わる重要な部分であるとして均等適用を否定しています()。その結果、第1要件を満たさない以上他の均等要件を検討するまでもなく、原告の均等侵害の主張は退けられました()。(※大阪地裁は均等論について、第5要件(意識的除外)に言及する以前に、第1要件の不充足をもって結論づけています。)
- **特許の有効性(無効主張):** 被告は地裁において本件特許の進歩性欠如による無効理由を抗弁として主張していましたが、大阪地裁はこの無効の抗弁について判断を下しませんでした(大阪地裁令和4(ワ)9521号(令和6年2月26日判決): 理系弁護士の何でもノート2)。技術的範囲に属しない(侵害が成立しない)との判断により原告の請求を棄却したため、特許の有効性については判断を示さずに済ませています(大阪地裁令和4(ワ)9521号(令和6年2月26日判決): 理系弁護士 of の何でもノート2)。つまり、侵害が成立しない以上、特許の無効理由や訂正の要否を判断するまでもなく原告敗訴とした形です。
- **損害賠償額等:** 上記のとおり侵害成立が否定されたため、損害額の算定や賠償命令については地裁判決では検討・言及されていません。請求そのものが棄却されたため、損害論に立ち入る必要がなかったということです。

以上より、原審・大阪地裁は**「被告製品は本件特許の技術的範囲に属さない(文言上充足せず、均等も不可)」との判断で一貫**し、原告の差止請求・損害賠償請求を

すべて退けました () ([大阪地裁令和 4\(ワ\)9521 号\(令和 6 年 2 月 26 日判決\)](#) : [理系弁護士の何でもノート2](#))。

控訴審(知財高裁)判決の内容と判断

控訴審の経緯: 原告日本触媒は地裁敗訴を不服として知的財産高等裁判所に控訴しました(令和 6 年(ネ)第 10026 号事件)。知財高裁第 4 部は令和 7 年 3 月 4 日、本件控訴審判決を言い渡しています ([裁判例結果一覧 | 裁判所 - Courts in Japan](#))。控訴審では、原告が地裁の事実認定および法律判断の誤りを主張し、被告は地裁判決の維持を求めるとともに、無効の抗弁についてさらなる主張を追加しました(※後述)。

知財高裁判決の結論: 知財高裁は、控訴人(原告)の請求を再び棄却し、原判決(大阪地裁判決)を維持しました ()。主文において「1. 本件控訴を棄却する。2. 控訴費用は控訴人の負担とする。」と宣言されており、原告の控訴は認められませんでした ()。つまり、原告の逆転勝訴はならず、一審判決どおり原告敗訴となっています。

知財高裁の判断理由: 高裁も基本的には一審と同様の論点について検討を行い、いずれも原告に不利な判断を下しました。ただし、その論証の過程で一審判決を踏まえつつ若干異なる角度からの補足・強調が見られます。主な判断ポイントは次のとおりです。

- **文言侵害(「700 以上」の解釈):** 知財高裁は、請求項の記載である「700 以上」は端数処理をせずそのまま整数値を意味すると明確に判示しました ([2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))。控訴審でも原告は「700 とは小数第 1 位を四捨五入した数値であり、699.5 以上を意味する」などと主張しましたが ([2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))、裁判所はこれを採用せず、「“700 以上”という記載に四捨五入の適用は不適切」と明言しています ([2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))。そのため、被控訴人(被告)の製品で用いられている紫外線吸収剤の分子量が約 699.91848 である以

上、請求項 1 および 6 の「分子量が 700 以上」という構成要件を充足しないと高裁も判断しました ([2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — |「医薬系“特許的”判例」ブログ](#))。この結果、文言による特許権侵害は成立しないと結論は一審と同様に維持されています ()。

- **均等論による侵害:** 文言上の侵害が成立しないことを前提に、原告は数値要件の僅かな差異なのだから均等論により侵害を認めるべきと主張しました。知財高裁も均等侵害の成否を検討しましたが、結論として均等による侵害も成立しないと判断しています ()。もっとも、高裁はその理由付けにおいて一審とは異なる要件に着目しました。すなわち、高裁はまず**「699.918 と 700 に実質的な相違はあるとは言い難い」として、発明の本質的部分に変更がない(均等論第 1 要件は満たす)との前提に立ちました ([2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — |「医薬系“特許的”判例」ブログ](#))。しかしその上で、特許請求の範囲から「700 未満」を明示的に除外したのは特許権者自身であると指摘し、この事情に照らし均等論の第 5 要件(意識的除外等の特段の事情がないこと)を充足しないと判断したのです ([2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — |「医薬系“特許的”判例」ブログ](#))。高裁は「本件特許出願手続において分子量 699 程度のものは請求の範囲から意識的に除外されたものといえる」と認定し、したがって均等論の適用要件を欠くと結論づけました ([2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — |「医薬系“特許的”判例」ブログ](#))。端的に言えば、「分子量 700 以上」という明確な下限を特許請求に定めた以上、その境界線より下の範囲は権利者が意図的に権利請求しなかった領域であり、後になって均等論で覆うことは許されないという判断です。 ()この結果、知財高裁でも被告製品および被告方法は本件発明の技術的範囲に属さない**との結論に達しています ()。(※この点、一審が第 1 要件(本質的部分)に着目して均等不成立としたのに対し、控訴審は第 5 要件(意識的除外)を欠くことを主たる理由としている点が特徴的です。いずれにせよ結論は同一で、原告の均等侵害主張は退けられました。)
- **特許の有効性に関する主張:** 知財高裁において、被告(被控訴人)は一審時から主張していた進歩性欠如による無効理由(特許法 29 条 2 項違反) ()に

加え、新たにサポート要件違反(特許法 36 条 6 項 2 号)および明確性要件違反(同 6 項 1 号)も無効理由として追加主張しました ()。これに対し控訴人である原告は、進歩性欠如の無効主張に対する訂正の再抗弁(訂正審判請求を前提に特許請求の範囲を訂正しても権利が維持できる旨の主張)を新たに提出しています ()。しかし、知財高裁も最終的には**侵害が成立しない以上、特許の有効性について判断を下す必要がない**との立場であり、この無効の抗弁および訂正再抗弁について実質的判断を示すことなく結論に至っています。実際、高裁判決文でも進歩性欠如(争点 2-1)に関する当事者の主張は一審判決の記載を援用するにとどめ () ()、サポート要件・明確性要件(争点 2-2、2-3)も追加主張として触れられているものの、**侵害不成立の結論に照らし最終判断には影響を及ぼさなかった**と解されます。つまり、高裁でも原告の請求棄却という結論により無効理由の当否は判断が示されなかった点で、一審と同様です。

- **損害賠償等:** 知財高裁も侵害成立を認めなかったため、損害額の算定や賠償命令について判断する場面はありませんでした。控訴人の請求自体が排斥されたため、結果として一審と同じく損害論は措かれています。

以上のとおり、知財高裁は原告の控訴を棄却し、一審大阪地裁判決の結論(請求棄却)を全面的に維持しました ()。判断の骨子としても「文言侵害は構成要件不充足、均等侵害も第 5 要件欠如により成立せず」と明示しており ()、原審から結論を変更する点はありませんでした。

高裁が地裁判決を維持・変更したポイント

知財高裁は原判決を支持しつつ、その理由付けの一部について補強・整理を行いました。主な維持点と相違点は次のとおりです。

- **結論の維持:** 最大のポイントは、**結論(原告敗訴)に変更がなかった**ことです。高裁は控訴を棄却し原判決を維持したため、原告の請求はいずれの審級でも認められませんでした ()。差止めも損害賠償も一審同様に認められず、原告の全面敗訴という結果が確定しています。
- **特許請求の解釈:** 数値限定発明の解釈について、高裁は地裁と同じ結論(「700 以上」は厳格な下限値)を維持しましたが、**判決文上より明示的にその趣旨を述べました**。地裁も暗にそのように解釈していましたが、高裁は「整数値を意味し、四捨五入の適用は不適切」とまで言及しており ([2025.03.04 「日本触媒 v. カネカ」 知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的](#)

[範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#)）、より明確に第三者にも分かる形で請求項の文言どおりの解釈を示しています。これは原審の解釈を追認・明文化したものといえます。

- **均等論の判断枠組み:** 均等侵害の成否について、**結論(均等不成立)の維持**という点では一致していますが、その理論構成には**わずかな違い**がありました。一審は数値下限の差異それ自体を発明の本質的要素と捉え均等第1要件を満たさないとしました()。これに対し高裁は、第1要件は満たすと仮定しつつも**第5要件(意識的除外)を充足しないこと**を主要な理由に据えています(2025.03.04「[日本触媒 v. カネカ](#)」知財高裁令和6年(ネ)10026 — [数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))。すなわち「発明の本質」という観点よりも**権利者の意思表示としてのクレーム設定に重きを置いて均等適用を否定した点**が高裁判断の特徴です(2025.03.04「[日本触媒 v. カネカ](#)」知財高裁令和6年(ネ)10026 — [数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))。この違いはありますが、**いずれの裁判所も請求項で明示された数値境界の外側を均等論で覆うことは許容しない**との点で結論は一致しています。
- **無効の抗弁に対する取扱い:** 被告による無効理由の主張については、**地裁・高裁ともに最終判断には影響を与えませんでした**。地裁は侵害成立しない以上無効主張を判断しないまま終え(大阪地裁令和4(ワ)9521号(令和6年2月26日判決)：[理系弁護士の何でもノート2](#))、高裁でも侵害不存在を理由に無効の主張(進歩性欠如・サポート要件・明確性要件)および原告の訂正再抗弁を判断するには至りませんでした。高裁では審理の中で新たな無効事由が追加された点で一審と状況は異なりましたが()、**結局のところ侵害の有無で決着しているため、原判決を変更するほどの影響はありません**。この点は原審を維持した部分と言えます。
- **争点整理と審理の充実:** 高裁判決文では、争点を「技術的範囲の属否(文言侵害①・均等侵害②)」「特許の有効性(進歩性②-1・サポート要件②-2・明確性②-3・訂正再抗弁②-4)」「損害額③」と区分して整理しています()。地裁判決も実質的には同様の争点があったものの、高裁は控訴審で追加された論点も含めて体系的に整理し直し、それぞれについて判断又は判断不要とした旨を示しています。この意味で、高裁は原判決の論点を再構成しつつも、**最終的な判断結論は変更せず維持した形**になります。

主要な争点ごとの論拠比較

本件訴訟で問題となった主要な争点と、それに対する地裁・高裁それぞれの判断論拠をまとめると以下のとおりです。

- **争点①:「分子量が 700 以上」の解釈(文言侵害の充足性)**
 - **大阪地裁:** 請求項の数値要件「700 以上」はその文字どおりに厳格な下限値を意味すると解釈しました。特許法 70 条 1 項・2 項(特許請求の範囲に基づく技術的範囲の解釈)に則り明細書等も参酌した上で、特段の例外的な事情がない限り第三者に対する権利範囲の明示としての数値はそのままの意味に受け取るべきだとの立場です。その結果、被告製品中の紫外線吸収剤の分子量約 699.918 は「700 以上」に達しておらず、**構成要件不充足(文言侵害不成立)**と判断されました ([大阪地裁令和 4\(ワ\)9521 号\(令和 6 年 2 月 26 日判決\)](#) : [理系弁護士 の何でもノート 2](#)) ([2025.03.04 「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))。
 - **知財高裁:** 高裁も地裁と同じ結論に至っています。「700 以上」という記載について、控訴審でも整数値として解すべきで四捨五入による緩和は認められないと明言し ([2025.03.04 「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))、被控訴人製品の分子量が 699.918 である以上この要件を充足しないと判断しました ([2025.03.04 「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))。高裁は特に、請求項の記載は権利範囲を画する公示であるとの観点から、このような数値要件を後から恣意的に広げる解釈(例えば測定誤差の範囲として看做す等)は許されないことを強調しています ([2025.03.04 「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))。したがって双方の裁判所で文言侵害は否定されました。
- **争点②: 均等論の適用可能性**
 - **大阪地裁:** 文言上要件を満たさない場合に備え、原告は均等による侵害成立を主張しました。これに対し地裁は、「700」という数値下限そのものが発明の効果発現に重要な意味を持つ本質的要素であると判断

し、たとえ差が微小でもそれを覆すことはできないとしました。()すなわち「699 と 700 では発明の重要な部分に差異がある」として均等論第 1 要件(非本質的部分の置換)を充足しないと結論付け、均等侵害は成立しないとしました ()。この段階で均等論適用は排除されたため、第 5 要件(特段の事情の不存在)について明示的な判断はしていません ()。

- *知財高裁*: 高裁も均等侵害を否定しましたが、その論拠の立て方において地裁とは異なるポイントに着目しました。高裁はまず、「699.918 と 700 では実質的な技術効果の差はほとんどない」と認定し、均等論第 1 要件は満たすと一旦認めました ([2025.03.04 「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))。しかしその上で、特許請求の範囲から 700 未満のものを除外したのは権利者自身の意思によるものと評価し、これを特段の事情すなわち均等論第 5 要件の欠如と捉えています ([2025.03.04 「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))。要するに「発明者は 700 という線引きを自ら選択したのであり、その線より下の範囲(699.xxx)は意識的にクレームから除外されたものとみなすべきだ。したがって後になって均等で覆うことはできない」という理屈です ([2025.03.04 「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))。この結果、均等論による侵害も成立しないとの結論は一審・控訴審で一致しています ()。高裁は地裁の結論を維持しつつ、数値限定発明における均等論適用の限界についてより法的な観点(権利範囲の明確性)から論じたといえます。

- **争点③: 特許の有効性(進歩性欠如等の無効理由)**

- *大阪地裁*: 被告は原審で本件特許の進歩性欠如(特許法 29 条 2 項)による無効理由を主張していました。しかし前述のとおり大阪地裁は侵害成立せずとの判断で原告請求を棄却したため、付随する無効の抗弁について判断を示しませんでした ([大阪地裁令和 4\(ワ\)9521 号\(令和 6 年 2 月 26 日判決\) : 理系弁護士の間でもノート2](#))。判決としては特許の有効性・無効性には立ち入っておらず、原告の請求棄却自体をもって完結しています。

- **知財高裁:** 控訴審でも被告は無効の抗弁を維持・拡張しました。具体的には、一審同様の**進歩性欠如**に加え、新たに**サポート要件違反**および**明確性要件違反**も無効理由として主張し、原告はそれに対抗して**訂正の再抗弁**(特許請求の範囲を限定的に訂正することによる無効理由の解消主張)を提出しました。しかし知財高裁も、**侵害が成立しない以上、無効理由について判断するまでもないとの姿勢**を崩していません。高裁判決でも当該無効の主張に対し結論的判断は示されず、事実上原審と同様に扱われました。つまり両審級とも、**侵害の有無を判断した時点で原告敗訴が確定したため、特許の有効性についての判断は回避された形**になります。
- **争点④: 損害額の算定**
 - **大阪地裁:** 侵害が認められなかったため、損害賠償額について判断する必要はありませんでした。原告は10億円の損害賠償を求めていましたが、侵害不成立により請求自体が棄却されています([大阪地裁令和4\(ワ\)9521号\(令和6年2月26日判決\): 理系弁護士の何でもノート2](#))。
 - **知財高裁:** 控訴審でも同様に、侵害成立が否定された結果、損害賠償の算定や認容は行われませんでした。控訴棄却により原告の賠償請求も退けられており、一審と同じ結末です。

以上の整理から、主要な争点について**地裁・高裁双方の判断は結論としては一致**しており、**控訴審は原審の判断を追認・補強する形**となっています。一部論拠の強調点に相違はあるものの(均等論第1要件 vs 第5要件の着目など)、最終的な結論に影響は与えませんでした。

判決の影響および示唆される法的解釈の変化

本件大阪地裁・知財高裁の一連の判決は、**特許請求の範囲における数値限定の解釈と均等論適用について重要な示唆**を与えています。

- **数値限定発明の解釈厳格化:** まず、請求項における「〇〇以上」「〇〇以下」といった数値限定について、裁判所はその**文言を厳格に守る姿勢**を改めて示しました。特に知財高裁は「特許請求の範囲の『権利の公示書』としての機能」を重視し、クレームに記載された数値は**特段の記載がない限りそのままの意味で技術的範囲を画定するものと捉えています**([2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和6年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解](#)

[釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#)。本件では原告が僅かな不足 (699.91848 vs 700) を測定誤差の範囲等として解釈でカバーしようとしたが、裁判所はいずれもこれを許容せず、「700」と記載した以上 699 台は含まれないという明確な線引きを貫きました ([2025.03.04 「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))。このことは、今後の特許権者・出願人に対し、**数値範囲の設定には慎重を期すべきこと**を示しています。権利化段階で安易にキリの良い数値を選択すると、その境界付近の実施態様を第三者にすり抜けられても救済できなくなる可能性が高いということです。

- **均等論第 5 要件(意識的除外)の再確認:** 本件高裁判決は、日本の均等論の第 5 要件(特許出願手続等において意識的に除外した事項でないこと)の重要性を強調する内容となりました。従来から数値限定発明については、その上下限は権利者が意図的に設定した技術的範囲と考えられるため、そこから外れる範囲を均等で補うことは**「意識的に除外した事項」を事後的に覆すことになり得ると解されてきました。本件でも知財高裁はまさにその点を指摘し、数値下限を任意に設定した以上その外側は均等保護の対象にならないとの判断を示しています ([2025.03.04 「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))。これは、日本の均等論の運用における一貫したスタンス(ポールスプライン事件判決の五要件テスト () など)と整合するものであり、特に数値限定の場合には第 5 要件が大きなハードルになることを改めて示した判例といえます。今後、特許権者が均等論を主張する際、本件のようにクレームで明確に限定した数値や範囲を後から覆そうとする主張は認められにくい**ことが予想されます。
- **クレームの明確性・公示機能の重視:** 両審級の判決を通じて浮かび上がるのは、特許請求の範囲の明確性と第三者に対する公示機能を非常に重視する裁判所の姿勢です ([2025.03.04 「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和 6 年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系 “特許的” 判例」ブログ](#))。特許法 36 条 6 項各号(明確性要件・サポート要件)にも関連しますが、権利範囲は明確に画定されるべきであり、曖昧な主張で後から範囲を広げることは許されないというメッセージです。知財高裁は本件でその点を強調することにより、特許権者側にもクレーム記載の責任を自覚させる結果となりました。これは法的解釈の「変化」というよりは、近年の裁判所の傾向を再確認したのですが、判

決文中で明確に言及した意義は大きいでしょう ([2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和6年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系“特許的”判例」ブログ](#))。

- **他の無効事由への言及:** 本件では最終的に無効理由の判断までは踏み込まれませんでした。審理の過程で**進歩性やサポート要件などへの言及**も見られました ()。特に特許庁で係属中の無効審判において**進歩性欠如**が指摘されていたことも背景にあり ([2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和6年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系“特許的”判例」ブログ](#))、特許の技術的価値そのものにも疑問が提示されていたようです。ただし裁判所は侵害成否だけで原告請求を棄却しており、**侵害訴訟における無効の抗弁の取り扱いとして、まず侵害有無を判断して早期に紛争を終結させる一手法を示した**とも評価できます。仮に侵害が成立していれば無効理由について踏み込んだ判断が示された可能性があります。本件ではそこに至りませんでした。この点、裁判所が無効判断を回避したことにより、**特許庁での無効審判手続に判断を委ねた形**ともいえます (実際、特許庁の審理では本件発明の**進歩性欠如**が指摘され暫定的判断が示されていた ([2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和6年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系“特許的”判例」ブログ](#)))。今後同種のケースでは、侵害訴訟と無効審判の役割分担にも留意が必要でしょう。

総じて、本件大阪地裁判決および知財高裁判決は、**数値限定を含む特許クレームの解釈における厳密さと、均等論適用の明確な限界を示した**ものと言えます。知財高裁判決は一審を支持しつつ論理を洗練させ、「権利の公示書としての特許請求の範囲」という観点を強調しました ([2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和6年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系“特許的”判例」ブログ](#))。このことは、今後の特許実務においてクレームドラフティングの段階から権利範囲の設定に慎重さを求めるメッセージとなり得ます。また、**裁判所がクレーム文言を重視し過ぎに解釈を行う傾向を裏付ける判例として位置づけられ、特許権者・実施者双方にとって有用な指針を提供する結果**となりました ([2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和6年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系“特許的”判例」ブログ](#))。

参考文献: 本件判決の全文は裁判所ウェブサイトで公開されています(大阪地裁令和6年2月26日判決 ()、知財高裁令和7年3月4日判決 ())。また、判例評釈として「医薬系“特許的”判例」ブログや「理系弁護士の何でもノート」ブログに詳しい解説があります ([2025.03.04「日本触媒 v. カネカ」知財高裁令和6年\(ネ\)10026 — 数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視 — | 「医薬系“特許的”判例」ブログ](#)) ([大阪地裁令和4\(ワ\)9521号\(令和6年2月26日判決\) : 理系弁護士の何でもノート2](#)) ([大阪地裁令和4\(ワ\)9521号\(令和6年2月26日判決\) : 理系弁護士の何でもノート2](#))。